

雪崩等災害防止対策要領

1 目的

本要領は、新潟労働局管内における雪崩等による労働災害の絶無を期するため、雪崩等災害防止の基本的要領を定めたものである。

2 対象

積雪期間中に、雪崩による労働災害発生の恐れのある山間地等斜面下の場所で、次の工事（以下「積雪期工事」という）を施工する事業とする。

ただし、積雪期間中には工事を中止し、融雪後雪崩の恐れがなくなってから工事を再開する事業を除くものとする。

- (1) 工事現場に事務所、寄宿舍等の建設物を設け、積雪期間中工事を行う事業
- (2) 工事現場には作業所、休憩所等必要最小限の建設物を設けるのみで、原則として現場へ労働者が通勤することにより工事を行う事業

3 局の実施する事項

- (1) 「積雪期工事」を施工する事業場に対しての指導資料の提供を行う。
- (2) 前記事業場に対して、必要により労災防止指導員等の派遣を行う。
- (3) 関係公共工事発注機関等に対して、必要により協力要請を行う。

4 署の実施する事項

- (1) 「積雪期工事」を行う事業の把握を行ない、当該事業場より積雪期間中の工事に関し別に定める「雪崩労働災害防止対策計画書」（以下「計画書」という）の提出を求め検討のうえ指導を行う。

上記計画書には、次の事項を明らかにした書類を添付することとする。

- ① 「積雪期工事」のための事務所、作業所、寄宿舍、診療所、詰所、コンプレッサー室倉庫等一切の建設物（以下「積雪期設備」という）の構造、配置図
- ② 「積雪期設備」の積雪に関する強度計算
- ③ 「積雪期設備」、作業場所、通行路等を明示した地形図（等高線の入ったもの）
- ④ 過去における雪崩、積雪等に関する調査記録
- ⑤ 積雪期における雪崩防止対策として、「積雪期設備」、通行路を防護するために設ける雪崩防止柵、スノーセット、積雪堤等の構造、配置図
- ⑥ 「積雪期設備」の除雪に関する事項
- ⑦ 「積雪期工事」における医療対策

- ⑧「積雪期工事」における防火対策
 - ⑨緊急時における連絡の方法
 - ⑩雪崩地帯の通行時の安全の確保に関する事項
- (2) 新規の「積雪期工事」現場のうち、必要と認めるものについては実地調査を行う。

5 事業場の実施する事項

- (1) 積雪地域での山間地等で工事に着手する際、工期が積雪期間を含む場合にあつては、「積雪期設備」及び作業場所が雪崩の恐れのない場所を選定する。
- (2) 前記2の「積雪期工事」を行うことが決定した場合は、前記4(1)に定める「計画書」を署へ提出する。

なお、前記2(2)に該当する事業についての「計画書」は、4(1)に定める項目のうち、②、⑦、⑧は省略して差し支えない。

- (3) 「積雪期工事」計画の樹立及び「計画書」の作成にあたって考慮すべき細部事項は次のとおり

①管理体制の確立

通常の安全管理体制のほか「積雪期工事」に関する特別な管理体制を付加する。

②計画積雪深さ及び雪崩に関する情報の収集と検討

最寄りの気象観測機関、土地の住民等から可能な限り長期の積雪記録及び雪崩の有無等を調査し、計画積雪深さ(「計画書」の対象とする最大積雪深さ)を決定すると共に、「計画書」作成にあたっては十分検討を加える。

③「積雪期設備」作業場所の決定

上記の決定にあたって、地形、立木の状態等を勘案することは当然であるが、その後の変化(斜面の切り取り、上方の立木伐倒等の有無又はその計画の有無)を確認する

④「積雪期設備」の配置及び構造

a) 建物の配置

建物は地形に応じて集中若しくは分散させる。

b) 構造

イ 建屋の強度が積雪荷重に耐えられる構造とする。

ロ 方杖、火打ち、筋かい等を適当に配置する。

ハ 雪崩防止設備は、予想される雪崩の規模に応じて、種類の選定と強度の確保を図る。

⑤除雪

a) 「積雪期設備」の雪下ろしは1mを標準として実施する。

b) 除雪にあたっては、偏荷重にならないようにする。

c) 建屋と積雪との縁切りを行う。

⑥緊急措置

異常降雪時における作業中止、危険な寄宿舍、仮設物からの一時退避について、判定

するものを指名する。

なお、その判定基準を計画時に検討すると共に、「計画書」への記載に努める。

⑦気象観測

前記2（1）に該当する事業については、降積雪期間中、毎日降雪量、降雨量、積雪量、最高及び最低気温並びに風向きを観測し記録すると共に、これらをもとにして雪崩等の事前予知に万全を期する。

⑧作業場所及び作業場所への通行等の安全確保について

- a) 常時作業を行う場所、通路、通路で雪崩の発生が予想される箇所については、上部の段切、雪崩防止柵、スノーセット、防雪堤、雪崩警報器、その他雪崩災害を防止するため有効な施設を設ける。
- b) 雪崩発生の恐れのある箇所の作業には見張りを配置する。
- c) 異常降雪時には作業を中止する等の措置を講じ、また、緊急に避難できる場所もあらかじめ定めておく。
- d) 雪崩の発生が予想される天候、若しくは、その時間には作業及び通行を禁止することとし、止むを得ない事情で通行する場合には、リーダーの指揮の下で集団で行動する。
- e) 通行に際しては、出発前あらかじめ到着先に予定時間を通知する。
- f) 作業現場の人員を確実に把握する。
- g) 積雪時には一定の通路を定めておき、ロープ、標識等を整備し通行時の安全を確保する。

(4) 積雪期間中には工事を行わず、工事を中止し引き上げる場合

引き上げの時期及び融雪期における乗り込み工事再開時期については、過去の気象条件及びその冬の長期予報を参考にして期日を決定する。

なお、この決定にあたっては署と十分に協議すること。

雪崩労働災害防止対策計画書

事業の種類	事業場及び工事の名称	工事を行う場所の所在地	労働者数	工事の開始及び終了予定年月日
			男 女 計	自 年 月 日 至 年 月 日
積雪期工事のための事務所、休憩室、寄宿等一切の建設物の構造配置図	別紙	積雪期設備の除雪に関する事項	別紙	号
積雪期設備の積雪に関する強度計算	別紙	積雪期工事における医療対策	別紙	号
積雪期設備、作業場所、通路等を明示した地形図（等高線の入ったもの）	別紙	積雪期工事における防火対策	別紙	号
過去における雪崩、積雪等に関する調査記録	別紙	緊急時における連絡の方法	別紙	号
積雪期における雪崩防止対策（積雪期設備、通路を防護するために設ける雪崩防止柵等の構造、配置）	別紙	雪崩地帯の通行時の安全の確保に関する事項	別紙	号

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業の名称
事業の所在地
事業者職氏名